

西海市教育委員会（令和2年第6回定例会）会議録

期 日：令和2年7月28日（火） 午後1時15分開会

場 所：大瀬戸コミュニティセンター 2階第1会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、浦辺 収

学校教育課 参事 梅木澤 泰江

社会教育課 課長補佐 堤 猛、篠原 真樹

書記 林 大樹

傍聴者：1名

1. 開会

○教育長

ただいまから、第6回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

3. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に寺本委員、村山委員を指名いたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

西海市中学校総合体育大会

崎戸地区行政区長会

七釜鍾乳洞ロードレース大会実行委員会

新任校長校訪問（大串小、西海北小）

大島地区行政区長会

西海地区行政区長会

第1回社会教育委員の会議

西海市中学校総合体育大会（陸上競技）

辞令交付式

西彼地区行政区長会

県知事・県議会議長要望

第1回学校警察連絡協議会

災害対策本部会議

学校教育問題対策協議会

校園長会

認定こども園起工式

西海市要保護児童対策地域協議会及び西海市いじめ問題対策連絡協議会

長崎法人会 雑巾の贈呈

西海市内中学校、高等学校、西海市教育委員会合同協議会

第16回西海市老人クラブゲートボール大会

臨時議会

5. 議事

日程第1 「議案第41号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱及び任命について」

○教育長

日程第1 「議案第41号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが名簿になっております。該当者は6番の●●委員、10番の●●委員の2名です。

○教育長

ただいま、議案第41号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第41号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱及び任命について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 「議案第42号 西海市社会教育委員の委嘱について」

○教育長

日程第2 「議案第42号 西海市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

字句の訂正をお願いします。提案理由に「欠員が生じたので」とありますが、これを「欠員が生じたので」に訂正をお願いしたいと思います。

(議案朗読)

3 ページが名簿になりますが、該当者は14番の●●委員 1 名です。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第42号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第42号 西海市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第43号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第43号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3 ページが名簿になります。該当者は4番の●●委員、8番の●●委員の2名です。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第43号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第43号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第44号 スポーツ推進審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第4「議案第44号 スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが名簿になります。該当者は8番の●●委員、10番の●●委員の2名です。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第44号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第44号 スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第45号 西海市修学旅行特別対策事業費補助金交付要綱の制定について」

○教育長

日程第5「議案第45号 西海市修学旅行特別対策事業費補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

第1条は目的になります。「西海市は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定していた修学旅行が中止又は延期となった場合の保護者が負担する経費について補助することにより、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的として、予算の範囲内において、西海市修学旅行特別対策事業費補助金を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。」としています。

定義は第2条、補助対象者は第3条で定めています。

補助対象経費につきましては、第4条第1号で「修学旅行の中止に伴うキャンセル料」、第2号に「修学旅行の延期に伴う交通費、宿泊費等の追加料金」、第3号として「前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費」としております。なお、2項については、国等の補助金を受けた場合は、その分を差引くという規定になっております。

第5条の補助金の額は対象経費の全額です。手続については、校長に委任する形で申請していただく予定となっております。

この後は交付申請の内容や添付書類、交付の決定時期等について定めております。5ページは様式で、6ページに今回の制定のポイントに記載しております。ポイント1の補助の目的は先ほども申し上げましたが、保護者の経済的負担軽減を図ることです。ポイント2の補助対象者及び補助額としましては、全額を予定しております。ポイント3の申請の手続としては、校長に委任して手続を簡易にするという形を考えております。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第45号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

この補助要綱については、特別の事情でしょうかから良いのかなと思います。関連して伺いたいののが、全国的な話題になっているGo To Travelキャンペーンのことです。ニュースを拝見していると修学旅行も対象になっているような報道がっております。西海市教育委員会としては、そこをどういうふうにご考慮されるのか、加えて取扱いの方針についてもお聞かせいただければと思います。

○学校教育課長

修学旅行もGo To Travelキャンペーンの対象になるということで、ある校長とも話をしたんですけれども、児童生徒だけが対象になり、職員は対象となりません。Go To Travelキャンペーンの活用も含めて、まずは修学旅行が実施できるかどうかというところが根本にありまして、今のところ校園長会で話をする中では、県内での実施も含めて検討をしなければならないというところまで話が出ています。そういった中で、行き先等も確定できていない状況ですので、今ここでお話できる段階まで話が進んでいるものではありません。ただ、実施する時に有利な財源にできるのであれば、保護者の負担が軽減されるわけですから、可能な範囲で活用するというごことも検討しなければならないのかなと考えています。

○北島委員

ありがとうございます。このキャンペーンがいつまで実施されるのか分かりませんが、保護者の負担が軽減されることになりまますから、家庭に対する説明をきちんとされるような形でご準備されていければいいのかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺本委員

私の子どもが学校に行っている頃に、非常に真面目な校長先生がおられまして、修学旅行は遊びじゃないから遊園地には行かないとなったことがありました。修学ですから、もちろん学ぶということも大切ですが、修学旅行は子どもたちの思い出づくりの場でもあります。校長決定後の変更となると問題もあろうかと思っておりますので、修学と思い出づくりの両方を兼ね備えたようなものになるよう、校園長会等で日頃からやんわりとお伝えいただければありがたいなと思っております。

○学校教育課長

行き先については各学校に若干違いはございます。そういった施設の見学をするところもあれば、自然体験等のプログラムもあります。修学旅行を行う狙いや目的を保護者や子どもに納得してもらうために、計画を立てた理由も含めた説明が必要なのかなと考えているところです。ありがとうございます。

○村山委員

私の息子が中学校2年生で対象生徒になるわけなんですけれども、今回、修学旅行が中止になるかもしれない、延期になるかもしれない、場所も変わるかもしれないという状況の中で、修学旅行に係る費用の半分以上を今月中に支払わないといけません。はっきりしない不安の中、お金を支払いました。長崎市の方から聞いたんですけれども、長崎市のある小学校は9月に修学旅行を行う予定で、支払は終了後ということでした。西海市でも、修学旅行終了後の支払が可能であれば、保護者も安心するのかなと思いました。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長

そういった保護者の心配もありまして、修学旅行に行っていないのにお金だけは払ってしまったということがないように、今回この事業を立ち上げて、補正予算を組んでいます。実は全国でも西海市がいち早くこの事業を立ち上げておりまして、全国からいろんな問合せが来ています。本市が9月に修学旅行を予定しているところがありましたので、キャンセル料等を市が負担できるように6月の補正予算に計上しました。一旦お支払されていても、修学旅行が実施できなければ、お支払された分は基本的に全額返ってくるように、この要綱の制定を議案としています。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第45号 西海市修学旅行特別対策事業費補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第46号 西海市立の学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第6「議案第46号 西海市立の学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

内容については、3ページの新旧対照表でご説明をしたいと思います。第3条第1項の「(幼稚園の園長も含む。)」を削除、第4条第1項の「ハラスメントを防止するため、次に掲げる事項について注意しなければならない。」という部分を「次に定めるところに

従い、ハラスメントをしてはならない。」に変更となっております。第5条の第1号になりますが、「ハラスメントの防止等」の後に、「に向けた、職員の意識の啓発及び知識の向上」を追加しております。同条第3号では「役割」の後に「及び技能」を追加しております。

5ページが改正のポイントになります。ポイント1として、「人事院規則の運用について」の制定や一部改正にあわせて改正しております。特に、ハラスメントをしてはならないと明記したこと、ハラスメントの防止等研修の目的を職員の意識の啓発及び知識の向上と具体的に示したこと、新たに監督者となった職員には、ハラスメントの防止等に関し、求められる技能についても研修内容としたこと、その他文言の改正をしたこととこのころでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第46号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

この件は民間でもこの春、同一労働同一賃金と合わせて、非常に大きな労務の課題になったところです。労働法が今年の6月から施行されていますので、それぞれ対応を迫られているんですが、改正前のハラスメントの防止に関する要綱を拝見しながら、今回の変更も見たところなんです。あくまで私見ですので、参考意見ということでお聞きください。今回の労働法改正では、主にこのハラスメントについて大きく2つあります。1つは研修の義務化です。もう1つは証拠化ですね、ハラスメントの申出があった時にどのように対応し、指導をしたのかという証拠化です。

こういった中で、少し気になったのが第4条の第1号から第5号の内容です。要綱としては具体性が乏しいのかなと思いました。それから第6条で、苦情相談への対応とあります。これがいわゆるその対応の証拠化というところになるわけなんですけれども、相談員の責務として、相談を受けたら学校長に報告するようになっていて、通常ですと、例えば客観的な調査がどのように行われたかとか、要するにハラスメントをされた側の一方的な話だけではないですよ。実際には職場の業務指導をただけのつもりだった場合もたくさんあって、やはり両方の意見を客観的に聞きながら、あるいは確認しながらやっていかなくてはなりません。うちの規定なんかでは、調査委員会の設置というのもあるんですね。これらを含めて考えると、今回大きな改正でしたので、改めてこういった要綱関係の内容も法律等に照らし合わせながら見直されたらどうかなと思いました。特に印象に残っているのが、例えば手帳に、この時にこの職員さんにこういうふうな指導したということを書いても裁判では全く証拠にならないということです。例えば業務指導書、あるいは勧告書とか、あるいは始末書をとるとか、その方も納得するような形での指導があって初めて指導と呼ばれるわけです。参考意見として聞いていただければなというふうに思いました。以上です。

○教育長

いただいた意見を参考に、今後確認や検討を行ってください。

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第46号 西海市立の学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第47号 西海市立小学校及び中学校児童・生徒の通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第7「議案第47号 西海市立小学校及び中学校児童・生徒の通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

4ページからが新旧対照表になります。こちらで改正点をご説明したいと思います。要綱の名称と第1条において、それぞれ「の」を削除する変更をしております。第2条の第3項において、「長期休業期間」を、「西海市立小学校及び中学校管理規則（平成17年西海市教育委員会規則第10号。以下「管理規則」という。）第3条第1項に規定する夏季休業日の期間（以下「夏季休業期間」という。）」に変えております。それから第4項においては「長期」を「夏季」に、「ただし、」の後に「管理規則第3条第2項に規定する休業日に行う授業（以下「休業日に行う授業」という。）及び」を加えております。5項では「西海市立小学校及び中学校管理規則（平成17年西海市教育委員会規則第10号）」を「管理規則」に変更しております。

5ページ中段からの別表ですが、「徒歩により通学する者」以外の「補助金の額」の欄に「ただし、夏季休業期間の8月において、休業日に行う授業のための通学の場合は、それに要する交通機関の運賃の額とする。」を加えております。

改正のポイントですが、今回の改正の理由は、8月の最終週に授業を行うことになりましたので、その通学に要する費用を補助し、保護者の負担を軽減するためということです。主な改正内容については、これまで8月分の補助は部活動のための通学以外は対象外でしたが、休業日に行う授業のための通学も補助の対象とするものです。今回の改正の対象者及び補助金額の見込みですが、補助金額として合計で111,920円を見込んでおります。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第47号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

3ページの表ですが、徒歩により通学する者の補助の額の欄で、川山地区と寄船は月額1,000円と他より多くなっていますが、何か理由があるのでしょうか。

○教育総務課長

通学費補助金では、通学距離が2 km以上であることを補助の要件にしています。

ときわ台小学校区と西彼中学校区の川山地区、それと西海中学校の寄船地区につきましては、通学距離が6 kmを超える地区になりますので、西海市の発足当時から、この地区については補助額を加算すべきであろうという考え方があっております。ですから、この部分についてはただし書として、補助金額の加算をしております。

○寺本委員

内容はわかりました。小学生で6 km以上歩いて通学している子がいるということですか。何か対策がないものかと思ってしまいました。そのあたりについてはどうでしょうか。

○教育総務課長

はい。おっしゃるように確かに遠いところにはなります。路線バスの運行区域ではなく、スクールバスの運行区域でもないというところで、実際は保護者が車で送迎したり、共同の車で送迎するという形で対応していると聞いております。自家用車での通学に対して補助をするのは難しいところがありますので、基本的には徒歩通学の対象地域ということで、定額の補助をさせていただくという整理にしております。

○川南委員

2 ページですが、「西海市立小学校及び中学校児童・生徒～」のように、「中学校」と「児童」が続いた文になっていますが、これはどうなのでしょう。小学校が児童で、中学校は生徒ですよ。日本語としてこういう言い方でいいのですか。

○教育総務課長

この読み方といたしましては、小学校及び中学校が児童と生徒それぞれにかかるような表現にしているところです。この件に関しては、他の規則や要綱等でもいろいろな表現になっているのが現状です。実際これがどうなのかというところではあるんですけども、分かりにくいということであれば、他の規則や要綱、告示等含めて検討すべきではないかと思えます。貴重なご意見ということで、再度事務局内で検討させていただきたいと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第47号 西海市立小学校及び中学校児童・生徒の通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第48号 西海市離島高校生修学支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第8「議案第48号 西海市離島高校生修学支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページの新旧対照表で改正点をご説明したいと思います。旧の下線部、「及び遠距離通学費補助金」を削除しております。4ページが今回の改正のポイントになりますが、ポイントの1の改正の概要は先ほど提案理由で申し上げたとおりでございます。ポイント2の対象者や予算への影響についてですが、今年度、本市においての該当者は松島から2名です。学校の近くに下宿していたため、県の遠距離通学費補助金の対象にはなっておりませんでしたので、今回の改正による影響はありません。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第48号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

具体的には江島、平島、松島ですね。下宿しているから対象にならないということですが、実際に江島・平島から通うことは無理かなと思います。

それと、江島・平島と松島に距離的な差があるにしろ、月額にかなりの差があるなと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長

まず、下宿をしているから対象にならないとのことでしたが、離島高校生修学支援費補助金については、下宿していれば対象になります。遠距離通学費補助金については下宿しているのもそもそも通学費がかからないため対象になりません。そういった意味の説明を先ほど次長からさせていただいたと考えております。

2点目の補助金額の差についてですが、離島高校生修学支援事業費補助金は国の特別交付税の対象になります。国の特別交付税の算出をするにあたって、国の予算の考え方としては月額20,000円が基本となります。従来は一律で月額12,500円にしておりましたが、同じ離島でも松島については西彼杵高等学校等に通学ができるけれども、江島・平島については、寺本委員おっしゃるような自宅からの通学が実際にはできません。親の経済的負担に差があるだろうということで、江島・平島の金額については国の予算の考え方を参考にして、月額20,000円としているところです。

○寺本委員

すみません、よく理解できていない部分があつて、江島・平島の場合は下宿しかないのですが、下宿には補助が出ないと言われたような気がしました。いかがでしょうか。

○教育総務課長

はい、再度ご説明いたします。これまでの制度ですと、離島出身の生徒については、離島高校生の補助金と遠距離通学の補助金に該当があれば、両方の補助を受けることができていました。しかし、県が実施していた遠距離通学費補助金が令和元年度末に廃止され、新たに県公立高等学校生徒通学費補助金という制度が拡充されています。ただ、新たな通

学費の補助金については、他の通学費としての補助金を受けていないことが条件になっています。

ですから、県において補助金の棲み分けをきちんとしたということを受けて、西海市の補助金の交付要綱についても改正をさせていただいたというような状況になっております。

○寺本委員

江島・平島から下宿する生徒は20,000円貰えるのですか。

○教育総務課長

江島・平島出身の生徒が高等学校に行く場合は、寺本委員おっしゃるように下宿や寮に入ることになります。それに対する補助金というのは20,000円の支出が可能です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第48号 西海市離島高校生修学支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「報告第12号 令和2年度教育費補正予算(第3号)に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第9「報告第12号 令和2年度教育費補正予算(第3号)に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが今回の補正予算の内容でございますが、10款2項2目の教育振興費において、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業(小学校分)で13,000千円を計上しております。3項2目の教育振興費において、同じく中学校分として6,000千円を計上しております。これらは小中すべての学校に1,000千円を援助するという政府の方針が打ち出されまして、それを予算化したものになっております。西海市でも各学校上限の1,000千円を基準にして、感染症対策に必要な消耗品や備品等の購入経費とするものです。

次に4ページでございます。5項2目の公民館費で3,940千円を計上しております。内容は公立公民館Wi-Fi導入事業です。市の調査では、Wi-Fi環境がない家庭は約35%だと見込まれております。そこで、公民館にWi-Fi環境があれば持ち帰った端末で学校からの情報を収集できるという選択肢を持っておくことも手段の一つではないかということで、こ

の予算を計上させていただいております。ただ、GIGAスクール構想の整備事業も年度末までかかる予定でございますので、本格的な稼働は令和3年度を見込んでおるといふところ
です。

○教育長

ただいま、報告第12号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

公立公民館へのWi-Fi整備ということで、非常にいいことだと思います。その中で、前々から議論になっていますが、西海市の公民館の体系整理をしておかないといけないと思います。どの地域でも公民館まで遠いところはたくさんあるのですが、教育委員会の大きな課題の一つとして取り組んでいただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課としてもですね、現在、西海町内の一部の地区においては、校区公民館を設立できないかということで、地域とも協議を行っているところです。そういった形で市内の公民館の体系整理等も行っていきたいと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第12号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第12号 令和2年度教育費補正予算(第3号)に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：8月27日(木)午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午後2時50分閉会)